

平成30年度奈良市下水道事業会計予算

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第110条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 1,559,119千円

(他会計からの補助金)

第111条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 242,277千円
- (2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 117,683千円
- (3) 児童手当補助金 15,344千円
- (4) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 120,400千円
- (5) 都祁地域に係る高料金対策補助金 56,671千円
- (6) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 13,542千円
- (7) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業助成金 37,208千円

(たな卸資産購入限度額)

第112条 たな卸資産購入限度額は、330,000千円と定める。

(総則)

第1条 平成30年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 水洗化人口 316,463人
- 2. 年間有収水量 36,941,968m<sup>3</sup>
- 3. 1日平均有収水量 101,211m<sup>3</sup>
- 4. 主要な建設改良事業
  - (1) 管渠建設費 626,739千円
  - (2) 管渠改良費 204,567千円
  - (3) 処理場建設改良費 181,203千円
  - (4) 流域下水道整備事業費 18,593千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	7,325,000千円	
第1項 営業収益	4,660,552千円	
第2項 営業外収益	2,664,416千円	
第3項 特別利益	32千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	7,883,000千円	
第1項 営業費用	7,136,946千円	
第2項 営業外費用	735,211千円	
第3項 特別損失	5,843千円	
第4項 予備費	5,000千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,949,000	記書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後において、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
  - (2) 資本的支出における各項間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費  
(他会計からの補助金) 243,167千円

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、1,915,000千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額773,000千円は、過年度分損益勘定留保資金773,000千円で補填するものとする。)

取	入
第1款 資本的収入	3,576,000千円
第1項 企業債	1,949,000千円
第2項 他会計補助金	1,481,994千円
第3項 国庫補助金及び交付金	112,504千円
第4項 県補助金	21,038千円
第5項 負担金等	11,464千円
支	出
第1款 資本的支出	4,349,000千円
第1項 建設改良費	743,797千円
第2項 固定資産取得費	6,921千円
第3項 企業債償還金	3,598,282千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給(公共下水道分)		平成30年度から平成34年度まで		融資総額33,000千円を限度とする 年利1.00%の範囲内の額		
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償(公共下水道分)		平成30年度から平成34年度まで		金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額		
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給(農業集落排水処理施設分)		平成30年度から平成34年度まで		融資総額11,100千円を限度とする 年利1.00%の範囲内の額		
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償(農業集落排水処理施設分)		平成30年度から平成34年度まで		金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額		
下水道施設等包括的維持管理業務委託		平成30年度から平成32年度まで			千円	420,713

(平成30年3月28日掲示済)

**奈良市告示第167号**

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成14年奈良市告示第122号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付要綱」を「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に改め、同条第2号中「増築又は改築」を「又は増築」に改め、同条第3号中「平成17年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成17年11月25日厚生労働省発雇見第1125001号厚生労働事務次官通知)」を「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成20年6月12日厚生労働省発雇見第0612001号厚生労働事務次官通知)」に改め、同条第4号を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 国庫補助金要綱第2の6(1)に該当する場合

国庫補助金要綱第2の6(1)アによる選定額に国庫補助金要綱第2の4の表⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助金要綱第2の6(1)イによる算定額とを比較していずれか少ないほうの額を施設ごとに合計した額。ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて先に算定した交付額に、国庫補助金要綱第2の6(1)エ(ア)から(エ)までのうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(2) 国庫補助金要綱第2の6(3)に該当する場合

国庫補助金要綱第2の6(3)アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、国庫補助金要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額を施設ごとに合計した額

第4条第1項第4号中「別表3又は別表4」を「別表1-3、別表3、別表4又は別表5」に改め、同項第5号を削る。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 第2条の補助対象事業(以下単に「事業」という。)に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

第5条第2号中「第2条の補助事業(以下「事業」という。)」を「事業」に改め、同条第3号中「50万円」を「30万円」に改め、「昭和30年政令第255号」の次に「。以下「適化法施行令」という。」を加え、同条第6号に次のただし書を加える。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

第5条第7号中「確定した場合」の次に「(仕入控除税額0円の場合を含む。)」を、「消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額報告書」の次に「(別記第8号様式)」を、「報告すること」の次に「。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと」を加え、「あること」を「ある」に改め、同条第8号中「寄付金等」を「寄附金等」に、「指定寄付金」を「指定寄附金」に改め、同条第11号中「お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会」を「お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条、第4条関係)

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 負担金補助金の別	5 市費補助率
(1) 保護施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	補助金	3/4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号	社会福祉法人	補助金	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等				
ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という)。第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	補助金	3/4
イ 障害福祉サービス事業所(療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	補助金	3/4
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号の6及び第10号の7の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	補助金	3/4
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	補助金	3/4
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第3項	社会福祉法人	補助金	3/4
(6) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の3第2項	社会福祉法人等	補助金	3/4
(7) 保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	補助金	3/4
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	補助金	3/4
(9) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	補助金	3/4
(10) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	補助金	3/4

別表第2 (第4条関係)

1 区 分	2 施 設	3 市費補助率
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)	5/6

別記第2号様式中「(5) その他参考事項」を

- 「(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添  
1 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無  
有 ・ 無  
(6) その他参考事項」

に改める。

別記第6号様式中

- 「(4) その他参考事項  
(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) を
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書(別紙①)」

- 「(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無  
有 ・ 無

- (5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ) に改める。
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書(別記第7号様式)」

別記第7号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定を受けた 年度奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度から新たに補助を受ける事業に係る補助金について適用し、平成28年度以前の年度から補助を受けている事業に係る補助金については、なお従前の例による。

(平成30年3月28日揭示済)

奈良市告示第168号

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置及び認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協議会」とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体（以下これらを「市民等」という。）が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織であって、第7条の規定により市長が認定したものをいう。

(設置)

第3条 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定（以下「認定」という。）を受けて協議会を設置することができる。

2 協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) おおむね小学校区を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。

(2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）で組織され、本市に届出済みの自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。

(3) 区域に居住し、又は活動する市民等で構成されること。

(4) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参画できること。

(5) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画（以下「地域自治計画」という。）が策定されていること。

(6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

(運営)

第4条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 民主的で透明性が確保された運営がされていること。

(2) 市民等に開かれた取組を行うこと。

(3) 組織及び運営の基本となる事項を定めた規約（以下「規約」という。）を有すること。

(4) 規約に協議会の意思決定に係る事項が定められていること。

(5) 協議会の会議が原則として公開されていること。

2 協議会は、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。

(認定の申請)

第5条 協議会の代表者（以下「代表者」という。）は、認定を受けようとするときは、奈良市地域自治協議会認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した規約

ア 名称

イ 設立の目的

ウ 事務所の所在地

エ 活動の内容

オ 区域

カ 構成員に関する事項

キ 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項

ク 議決機関及び執行機関に関する事項

ケ 地域自治計画に関する事項

コ 会計に関する事項

サ 監査に関する事項

シ 規約の変更に関する事項

ス その他活動の実施に必要な事項

(2) 認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

(3) 協議会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの

(4) 組織図

(5) 地域自治計画

(6) 区域を示す図面

(7) 当該年度の事業計画及び予算書

(8) その他市長が必要と認める書類

(協議会認定への支援)

第6条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、必要な支援を行うことができる。

2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

(認定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定するときは奈良市地域自治協議会認定通知書（別記第2号様式）により、認定しないと

きは奈良市地域自治協議会不認定通知書（別記第3号様式）により代表者に通知するものとする。

（変更の届出）

第8条 代表者は、第5条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 協議会としての活動実態がなく、再開の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

- (4) 運営に関し不正な行為があったと認められるとき。
- (5) その他市長が適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書（別記第5号様式）により代表者に通知するものとする。

（解散に伴う届出）

第10条 代表者は、協議会を解散しようとするときは、解散する日の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

奈良市地域自治協議会認定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会の認定を受けたいので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 団体の設立年月日 年 月 日
- 2 添付書類
  - (1) 規約
  - (2) 認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
  - (3) 参加団体及び役員の名簿
  - (4) 組織図
  - (5) 地域自治計画
  - (6) 区域を示す図面
  - (7) 当該年度の事業計画及び予算書
  - (8) その他市長が必要と認める書類

第3号様式 (第7条関係)

奈良市地域自治協議会不認定通知書

年 月 日

様

奈 良 市 長

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の理由により認定  
できませんで、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第7条の規定によ  
り通知します。

(理由)

第2号様式 (第7条関係)

奈良市地域自治協議会認定通知書

年 月 日

様

奈 良 市 長

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり認定した  
ので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第7条の規定により通知しま  
す。

1 地域自治協議会の名称

年 月 日

2 認定年月日

第5号様式 (第9条関係)

奈良市地域自治協議会認定取消通知書

年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで通知した地域自治協議会の認定については、次のとおり取り消したので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 地域自治協議会の名称
- 2 認定を取り消した年月日
- 3 取消しの理由

第4号様式 (第8条関係)

奈良市地域自治協議会変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

団体の名称

代表者の氏名 印

地域自治協議会の申請に係る事項を変更したので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

申請の内容	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注) 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

第6号様式(第10条関係)

奈良市地域自治協議会解散届出書

(宛先) 奈良市長

申請者住所

団体の名称

代表者の氏名

印

年 月 日

地域自治協議会を解散したので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地域自治協議会の名称

年 月 日

解散年月日

2

(平成30年3月28日揭示済)

奈良市告示第169号

奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会(奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱(平成30年奈良市告示第168号)

第2条に規定する協議会(以下「協議会」という。)をいう。)の設立に係る経費に対し、同要綱第6条第1項の規定により予算の範囲内で奈良市地域自治協議会準備交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、協議会を設立するために組織された地域自治協議会準備会(以下「準備会」という。)とする。

2 準備会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) おおむね小学校区を区域とし、原則として当該区域が他の協議会又は他の自治連合会の区域と重複しない

こと。

(2) 前号に掲げる区域(以下「区域」という。)で活動する各種団体が協議会の設立に対して理解があること。

(3) 協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。

(4) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体で構成されていること。

(5) 区域の住民の誰もが希望すれば準備会の活動に参画できること。

(6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付を受けることができる事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の設立準備

(2) 地域自治計画の策定

(3) その他市長が必要と認める事業

2 交付金の交付は1地区につき1回限りとする。

(交付対象経費及び交付金の額)

第4条 対象事業に要する経費のうち交際費及び慶弔費並びに懇親会等に係るものは、交付金の交付の対象としない。

2 交付金の額は、300,000円を限度とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする準備会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 準備会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの
- (5) 区域を示す図面
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(交付金の概算払)

第6条 市長は、交付金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。この場合においては、交付金の実績報告により交付金の額が確定した後で交付金の精算を行うものとする。  
(実績報告書の添付書類)

第7条 交付金の交付を受けた準備会は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に関する支出を証明する書類
- (2) 地域自治計画の策定に関する資料
- (3) 対象事業に係る会議録、現場写真及び広報紙等
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
附 則  
この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年3月28日揭示済)

**奈良市告示第170号**

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。  
平成30年3月28日  
奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
菅原町第6号街区公園	菅原町692番17、19	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）	平成30年3月28日
押熊町第18号街区公園	押熊町2110番63		

(平成30年3月28日揭示済)

**奈良市告示第171号**

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成30年3月28日  
奈良市長 仲川元庸

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成27年度及び平成28年度においては、」を削る。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この告示は、平成30年3月28日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(平成30年3月28日揭示済)

**奈良市告示第172号**

奈良市家庭的保育事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。  
平成30年3月28日  
奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭的保育事業実施要綱を廃止する告示  
奈良市家庭的保育事業実施要綱（平成25年奈良市告示第690号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月28日揭示済)

**奈良市告示第173号**

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成30年3月28日  
奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第542号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「設置する幼稚園」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する確認を受けたものを除く。)」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月28日揭示済)

**奈良市告示第174号**

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成30年3月28日  
奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を

改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「次号」を「第3号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 幼稚園のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けたもの

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定により認可を受けた幼稚園(以下「幼稚園」という。)のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する確認を受けたもの

第3条第1項第4号中「前条第6号」を「前条第7号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を削り、同項第2号中「前条第4号」を「前条第6号」に改め、「(小規模保育事業所A型)」の次に「、保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金」を加え、同号を同項第4号とし、同項第1号中「前条第3号」を「前条第5号」に改め、「(平成24年法律第65号)」を削り、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 前条第2号の施設 一時預かり事業補助金(幼稚園

型)

(2) 前条第4号の施設 延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金(幼稚園型)

第4条第2号中「同条第2号の規定に該当する民間保育所」を「同条第2号の規定に該当する幼稚園にあつては幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)及びその他の関係法令に、同条第3号の規定に該当する民間保育所及び同条第4号の規定に該当する幼稚園」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「同条第4号」を「同条第6号」に改め、「及び同条第5号の規定に該当する富雄第三幼稚園内家庭的保育室」を削り、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

別表職員給与改善費補助金の項中「17,700円」を「18,000円」に改め、同表病児・病後児保育事業費補助金の項中「病児保育事業実施要綱」に次に「(平成27年雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を加え、「当該額」を「事業開始年度において事業期間が6箇月未満の場合を除くものとし、当該額」に、「1施設当たり年額500,000円(事業開始年度限りとし、事業期間が6箇月未満の場合は250,000円)」を「礼金及び賃借料(開設前月分) 1施設当たり年額600,000円(事業開始年度に支払われたものに限る。)」に改める。

別表家庭的保育運営費補助金の項を削り、同表に次のように加える。

<p>保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金</p>	<p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱(平成29年雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく保育士宿舍借り上げ事業を実施していること。</p>	<p>保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な経費</p>	<p>平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知)に基づき算出された基準額(1戸当たり月額60,000円を上限)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>都市部における保育所等への賃借料支援事業費補助金</p>	<p>都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱(平成29年雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、賃貸物件において保育所の運営を行っていること。</p>	<p>保育所等の用に供する賃貸物件の賃借に必要な経費</p>	<p>平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき算出された額</p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年3月28日揭示済)

奈良市告示第175号

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱(平成25年奈良市告示第422号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「設置する幼稚園」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する確認を受けたものを除く。)」を加える。

第3条第2項中「日数」の次に「(以下「実施日数」という。)」を加える。

第4条第2項中「別表」を「別表第1」に、「26日」を「25日」に、「100,000円」を「別表第2の左欄に掲げる1年度の実施日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第2（第4条関係）

1年度の実施日数	加算額
25日以上30日未満	100,000円
30日以上35日未満	150,000円
35日以上40日未満	200,000円
40日以上45日未満	250,000円
45日以上	300,000円

## 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年3月28日揭示済)

## 奈良市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成30年3月9日 奈良市指令整開 第17A-45号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年3月28日 第1624号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市奈良阪町1865番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市奈良阪町2316番地  
村田 喜彦

(平成30年3月28日揭示済)

## 奈良市告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成30年2月5日 奈良市指令整開 第17A-47号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年3月28日 第1625号  
公共施設 平成30年3月28日 第784号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市疋田町二丁目711番1及び714番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市疋田町一丁目4番16号  
株式会社英和 代表取締役 上村 英彦

## 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市疋田町二丁目711番1の一部  
(平成30年3月28日揭示済)

## 奈良市告示第178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 指定年月日  
平成30年3月29日
  - 指定した道路の名称
    - 市道 区画道路1号線
    - 市道 区画道路5号線
  - 指定した道路の幅員
    - 6.0m
    - 6.0m
  - 指定した道路の延長
    - 25.0m
    - 57.5m
  - 指定した道路の区域
    - 奈良市大森西町167番8地先から奈良市大森西町172番1地先まで
    - 奈良市大森西町167番1地先から奈良市大森西町165番3地先まで
- (平成30年3月29日揭示済)

## 奈良市告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道  
奈良市公共下水道
  - 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市赤膚町、秋篠町、池田町、石木町、歌姫町、大和田町、北之庄町、窪之庄町、五条町、神殿町、佐紀町、柴屋町、田中町、東九条町、白毫寺町、古市町、藤原町、山陵町、六条町及び山町の各一部
- (平成30年3月29日揭示済)

**奈良市告示第180号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告します。

平成30年 3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸  
(平成30年 3月29日揭示済)

**奈良市告示第181号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年 3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ぼれぼれ四条大路	奈良県奈良市四条大路二丁目860-1	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護	平成30年 3月 1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号		
ライサボデイくらぶ奈良	奈良県奈良市南京終町三丁目397-2	居宅 通所介護	平成30年 3月 1日
有限会社ヤマキ代務サービス	奈良県奈良市南城戸町28番地		
タナカ介護相談所	奈良県奈良市南京終町四丁目378番34	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成30年 3月 1日
キンキグループ合同会社	奈良県奈良市南京終町四丁目378番34		
デイサービス太陽 あさひ	奈良県奈良市高天市町22番地の1	居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	平成30年 3月 1日
株式会社エース	奈良県奈良市高天市町22番地の1		

(平成30年 3月29日揭示済)

**奈良市告示第182号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年 3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松村 芳彦			
松村接骨院	奈良県奈良市今辻子町3-1	柔道整復	平成30年 3月 1日

(平成30年 3月29日揭示済)

**奈良市告示第183号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年 3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

- 平成28年 9月12日 奈良市指令整開 第16A-11号
- 平成29年 4月18日 奈良市指令整開 第16A-11-1号
- 平成29年11月 1日 奈良市指令整開 第16A-11-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年 3月29日 第1626号  
公共施設 平成30年 3月29日 第785号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中町4961番16 他24筆（2工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1  
大和ハウス工業株式会社 奈良支店  
支店長 井上 富重

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市中町4961番16 他3筆

## (2) 下水道

奈良市中町4961番16の一部 他2筆

(平成30年3月29日揭示済)

## 奈良市告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第 706 号線	西大寺芝町二丁目 2553番2地先 から	西大寺国見町一丁目 2137番12地先 まで	L= 978.1 W= 2.5~11.3
2	中部第 746 号線	菅原町 502番地先 から	菅原町 47番地先 まで	L= 337.0 W= 3.4~13.5

(平成30年3月30日揭示済)

## 奈良市告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から次の路線を本市の市道路線

に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第 807 号線	南京終町三丁目 405番1地先 から	南京終町三丁目 402番8地先 まで	L= 49.7 W= 6.0~8.0
2	北部第 808 号線	法華寺町 396番8地先 から	法華寺町 396番16地先 まで	L= 37.9 W= 6.0~8.0
3	中部第 706 号線	西大寺芝町二丁目 2553番2地先 から	西大寺南町 2123番1地先 まで	L= 495.0 W= 3.3~5.5
4	中部第 746 号線	菅原町 502番1地先 から	菅原町 500番1地先 まで	L= 118.5 W= 4.6~7
5	中部第 1676 号線	西大寺竜王町一丁目 1630番43地先 から	西大寺竜王町一丁目 1630番1地先 まで	L= 140.6 W= 6.0~8.0
6	中部第 1677 号線	西大寺竜王町一丁目 1630番31地先 から	西大寺竜王町一丁目 1630番8地先 まで	L= 45.7 W= 6.0~8.0
7	中部第 1678 号線	疋田町 407番204地先 から	疋田町 407番154地先 まで	L= 323.1 W= 6.0~10.0
8	中部第 1679 号線	疋田町 407番132地先 から	疋田町 407番128地先 まで	L= 148.7 W= 6.0
9	中部第 1680 号線	疋田町 407番185地先 から	疋田町 407番127地先 まで	L= 96.0 W= 6.0
10	中部第 1681 号線	疋田町 413番14地先 から	疋田町 407番131地先 まで	L= 14.8 W= 4.0
11	中部第 1682 号線	疋田町三丁目 470番45地先 から	疋田町三丁目 470番59地先 まで	L= 101.7 W= 6.0~8.0
12	中部第 1683 号線	平松一丁目 103番9地先 から	平松一丁目 98番7地先 まで	L= 66.2 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
13	中部第 1684 号線	六条西一丁目 1201番90地先 から	六条西一丁目 1201番134地先 まで	L= 32.1 W= 6.0~8.0
14	中部第 1685 号線	平松五丁目 648番3地先 から	平松五丁目 645番5地先 まで	L= 48.9 W= 6.0~8.0
15	中部第 1686 号線	平松五丁目 647番3地先 から	平松五丁目 666番10地先 まで	L= 62.9 W= 6.0~8.0
16	中部第 1687 号線	秋篠町 684番15地先 から	秋篠町 699番10地先 まで	L= 62.5 W= 4.0~6.0
17	中部第 1688 号線	秋篠町 684番11地先 から	秋篠町 666番5地先 まで	L= 285.6 W= 6.0~8.0
18	中部第 1689 号線	秋篠町 666番32地先 から	秋篠町 666番34地先 まで	L= 34.5 W= 6.0~10.6
19	中部第 1690 号線	秋篠町 687番1地先 から	秋篠町 666番27地先 まで	L= 28.3 W= 4.0
20	中部第 1691 号線	秋篠町 666番13地先 から	秋篠町 666番11地先 まで	L= 19.6 W= 4.2
21	中部第 1692 号線	秋篠町 703番2地先 から	秋篠町 708番1地先 まで	L= 67.6 W= 6.0~8.0
22	中部第 1693 号線	六条西五丁目 1391番43地先 から	六条西五丁目 1391番23地先 まで	L= 74.6 W= 6.0
23	中部第 1694 号線	六条西五丁目 1391番23地先 から	六条西五丁目 1391番30地先 まで	L= 72.1 W= 6.0
24	中部第 1695 号線	押熊町 1281番9地先 から	押熊町 1281番16地先 まで	L= 60.4 W= 6.0~10.0
25	中部第 1696 号線	学園大和町一丁目 185番12地先 から	学園大和町一丁目 715番3地先 まで	L= 73.8 W= 6.0~8.0
26	中部第 1697 号線	学園大和町一丁目 185番14地先 から	学園大和町一丁目 116番23地先 まで	L= 40.4 W= 6.0~8.0
27	中部第 1698 号線	千代ヶ丘一丁目 9番86地先 から	千代ヶ丘一丁目 9番95地先 まで	L= 75.1 W= 6.0~8.0
28	中部第 1699 号線	あやめ池南一丁目 1137番18地先 から	あやめ池南一丁目 1137番73地先 まで	L= 122.0 W= 6.0~6.0
29	中部第 1700 号線	六条西三丁目 1480番11地先 から	六条西三丁目 1480番25地先 まで	L= 111.6 W= 6.0
30	中部第 1701 号線	六条西三丁目 1335番2地先 から	六条西三丁目 1335番10地先 まで	L= 45.5 W= 6.0
31	中部第 1702 号線	西大寺南町 2580番3地先 から	西大寺南町 2402番6地先 まで	L= 151.0 W= 6.0
32	中部第 1703 号線	西大寺南町 2405番5地先 から	西大寺南町 2384番地先 まで	L= 144.0 W= 6.0
33	中部第 1704 号線	西大寺南町 2436番3地先 から	西大寺南町 2438番1地先 まで	L= 49.0 W= 6.0
34	中部第 1705 号線	西大寺南町 2430番7地先 から	西大寺南町 2418番地先 まで	L= 24.5 W= 4.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
35	中部第 1706 号線	西大寺南町 2271番3地先 から	西大寺南町 2244番2地先 まで	L= 133.0 W= 6.0
36	中部第 1707 号線	西大寺南町 2137番80地先 から	西大寺南町 2267番地先 まで	L= 108.0 W= 6.0
37	中部第 1708 号線	西大寺南町 2384番地先 から	西大寺南町 2128番地先 まで	L= 21.0 W= 4.0
38	中部第 1709 号線	西大寺南町 2383番地先 から	西大寺南町 2243番1地先 まで	L= 37.0 W= 4.0~17.0
39	中部第 1710 号線	西大寺南町 2244番2地先 から	西大寺国見町一丁目 2137番12地先 まで	L= 403.0 W= 5.3~6.8
40	中部第 1711 号線	菅原町 502番地先 から	菅原町 19番2-1地先 まで	L= 295.0 W= 3.4~12.0
41	中部第 1712 号線	菅原町 462番地先 から	菅原町 47番地先 まで	L= 42.0 W= 4.0~13.5
42	中部第 1713 号線	西大寺南町 2399番6地先 から	西大寺南町 2406番7地先 まで	L= 48.7 W= 6.0
43	西部第 1451 号線	鶴舞西町 3283番20地先 から	鶴舞西町 3283番13地先 まで	L= 62.3 W= 6.0~16.0
44	西部第 1452 号線	三松四丁目 910番32地先 から	三松四丁目 910番35地先 まで	L= 27.4 W= 6.0~8.0
45	南部第 716 号線	古市町 1391番1地先 から	古市町 1391番14地先 まで	L= 89.8 W= 6.0~8.0
46	南部第 717 号線	大安寺西三丁目 224番25地先 から	大安寺西三丁目 224番19地先 まで	L= 119.1 W= 6.0~13.0
47	南部第 718 号線	柏木町 484番13地先 から	柏木町 451番6地先 まで	L= 28.3 W= 6.0~8.0

(平成30年3月30日揭示済)

定めます。

## 奈良市告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から次のように道路の区域を決

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第 807 号線	南京終町三丁目 405番1地先 から	南京終町三丁目 402番8地先 まで	L= 49.7 W= 6.0~8.0
2	北部第 808 号線	法華寺町 396番8地先 から	法華寺町 396番16地先 まで	L= 37.9 W= 6.0~8.0
3	中部第 706 号線	西大寺芝町二丁目 2553番2地先 から	西大寺南町 2123番1地先 まで	L= 495.0 W= 3.3~5.5
4	中部第 746 号線	菅原町 502番1地先 から	菅原町 500番1地先 まで	L= 118.5 W= 4.6~7
5	中部第 1676 号線	西大寺竜王町一丁目 1630番43地先 から	西大寺竜王町一丁目 1630番1地先 まで	L= 140.6 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
6	中部第 1677 号線	西大寺竜王町一丁目 1630番31地先 から	西大寺竜王町一丁目 1630番8地先 まで	L= 45.7 W= 6.0~8.0
7	中部第 1678 号線	疋田町 407番204地先 から	疋田町 407番154地先 まで	L= 323.1 W= 6.0~10.0
8	中部第 1679 号線	疋田町 407番132地先 から	疋田町 407番128地先 まで	L= 148.7 W= 6.0
9	中部第 1680 号線	疋田町 407番185地先 から	疋田町 407番127地先 まで	L= 96.0 W= 6.0
10	中部第 1681 号線	疋田町 413番14地先 から	疋田町 407番131地先 まで	L= 14.8 W= 4.0
11	中部第 1682 号線	疋田町三丁目 470番45地先 から	疋田町三丁目 470番59地先 まで	L= 101.7 W= 6.0~8.0
12	中部第 1683 号線	平松一丁目 103番9地先 から	平松一丁目 98番7地先 まで	L= 66.2 W= 6.0~8.0
13	中部第 1684 号線	六条西一丁目 1201番90地先 から	六条西一丁目 1201番134地先 まで	L= 32.1 W= 6.0~8.0
14	中部第 1685 号線	平松五丁目 648番3地先 から	平松五丁目 645番5地先 まで	L= 48.9 W= 6.0~8.0
15	中部第 1686 号線	平松五丁目 647番3地先 から	平松五丁目 666番10地先 まで	L= 62.9 W= 6.0~8.0
16	中部第 1687 号線	秋篠町 684番15地先 から	秋篠町 699番10地先 まで	L= 62.5 W= 4.0~6.0
17	中部第 1688 号線	秋篠町 684番11地先 から	秋篠町 666番5地先 まで	L= 285.6 W= 6.0~8.0
18	中部第 1689 号線	秋篠町 666番32地先 から	秋篠町 666番34地先 まで	L= 34.5 W= 6.0~10.6
19	中部第 1690 号線	秋篠町 687番1地先 から	秋篠町 666番27地先 まで	L= 28.3 W= 4.0
20	中部第 1691 号線	秋篠町 666番13地先 から	秋篠町 666番11地先 まで	L= 19.6 W= 4.2
21	中部第 1692 号線	秋篠町 703番2地先 から	秋篠町 708番1地先 まで	L= 67.6 W= 6.0~8.0
22	中部第 1693 号線	六条西五丁目 1391番43地先 から	六条西五丁目 1391番23地先 まで	L= 74.6 W= 6.0
23	中部第 1694 号線	六条西五丁目 1391番23地先 から	六条西五丁目 1391番30地先 まで	L= 72.1 W= 6.0
24	中部第 1695 号線	押熊町 1281番9地先 から	押熊町 1281番16地先 まで	L= 60.4 W= 6.0~10.0
25	中部第 1696 号線	学園大和町一丁目 185番12地先 から	学園大和町一丁目 715番3地先 まで	L= 73.8 W= 6.0~8.0
26	中部第 1697 号線	学園大和町一丁目 185番14地先 から	学園大和町一丁目 116番23地先 まで	L= 40.4 W= 6.0~8.0
27	中部第 1698 号線	千代ヶ丘一丁目 9番86地先 から	千代ヶ丘一丁目 9番95地先 まで	L= 75.1 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
28	中部第 1699 号線	あやめ池南一丁目 1137番18地先 から	あやめ池南一丁目 1137番73地先 まで	L= 122.0 W= 6.0~6.0
29	中部第 1700 号線	六条西三丁目 1480番11地先 から	六条西三丁目 1480番25地先 まで	L= 111.6 W= 6.0
30	中部第 1701 号線	六条西三丁目 1335番2地先 から	六条西三丁目 1335番10地先 まで	L= 45.5 W= 6.0
31	中部第 1702 号線	西大寺南町 2580番3地先 から	西大寺南町 2402番6地先 まで	L= 151.0 W= 6.0
32	中部第 1703 号線	西大寺南町 2405番5地先 から	西大寺南町 2384番地先 まで	L= 144.0 W= 6.0
33	中部第 1704 号線	西大寺南町 2436番3地先 から	西大寺南町 2438番1地先 まで	L= 49.0 W= 6.0
34	中部第 1705 号線	西大寺南町 2430番7地先 から	西大寺南町 2418番地先 まで	L= 24.5 W= 4.0
35	中部第 1706 号線	西大寺南町 2271番3地先 から	西大寺南町 2244番2地先 まで	L= 133.0 W= 6.0
36	中部第 1707 号線	西大寺南町 2137番80地先 から	西大寺南町 2267番地先 まで	L= 108.0 W= 6.0
37	中部第 1710 号線	西大寺南町 2244番2地先 から	西大寺国見町一丁目 2137番12地先 まで	L= 403.0 W= 5.3~6.8
38	中部第 1711 号線	菅原町 502番地先 から	菅原町 19番2-1地先 まで	L= 295.0 W= 3.4~12.0
39	中部第 1712 号線	菅原町 462番地先 から	菅原町 47番地先 まで	L= 42.0 W= 4.0~13.5
40	西部第 1451 号線	鶴舞西町 3283番20地先 から	鶴舞西町 3283番13地先 まで	L= 62.3 W= 6.0~16.0
41	西部第 1452 号線	三松四丁目 910番32地先 から	三松四丁目 910番35地先 まで	L= 27.4 W= 6.0~8.0
42	南部第 716 号線	古市町 1391番1地先 から	古市町 1391番14地先 まで	L= 89.8 W= 6.0~8.0
43	南部第 717 号線	大安寺西三丁目 224番25地先 から	大安寺西三丁目 224番19地先 まで	L= 119.1 W= 6.0~13.0
44	南部第 718 号線	柏木町 484番13地先 から	柏木町 451番6地先 まで	L= 28.3 W= 6.0~8.0

(平成30年3月30日揭示済)

**奈良市告示第187号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	北部第 807 号線	南京終町三丁目 405番1地先 から	南京終町三丁目 402番8地先 まで	L= 49.7 W= 6.0~8.0
2	北部第 808 号線	法華寺町 396番8地先 から	法華寺町 396番16地先 まで	L= 37.9 W= 6.0~8.0
3	中部第 706 号線	西大寺芝町二丁目 2553番2地先 から	西大寺南町 2123番1地先 まで	L= 495.0 W= 3.3~5.5
4	中部第 746 号線	菅原町 502番1地先 から	菅原町 500番1地先 まで	L= 118.5 W= 4.6~7
5	中部第 1676 号線	西大寺竜王町一丁目 1630番43地先 から	西大寺竜王町一丁目 1630番1地先 まで	L= 140.6 W= 6.0~8.0
6	中部第 1677 号線	西大寺竜王町一丁目 1630番31地先 から	西大寺竜王町一丁目 1630番8地先 まで	L= 45.7 W= 6.0~8.0
7	中部第 1678 号線	疋田町 407番204地先 から	疋田町 407番154地先 まで	L= 323.1 W= 6.0~10.0
8	中部第 1679 号線	疋田町 407番132地先 から	疋田町 407番128地先 まで	L= 148.7 W= 6.0
9	中部第 1680 号線	疋田町 407番185地先 から	疋田町 407番127地先 まで	L= 96.0 W= 6.0
10	中部第 1681 号線	疋田町 413番14地先 から	疋田町 407番131地先 まで	L= 14.8 W= 4.0
11	中部第 1682 号線	疋田町三丁目 470番45地先 から	疋田町三丁目 470番59地先 まで	L= 101.7 W= 6.0~8.0
12	中部第 1683 号線	平松一丁目 103番9地先 から	平松一丁目 98番7地先 まで	L= 66.2 W= 6.0~8.0
13	中部第 1684 号線	六条西一丁目 1201番90地先 から	六条西一丁目 1201番134地先 まで	L= 32.1 W= 6.0~8.0
14	中部第 1685 号線	平松五丁目 648番3地先 から	平松五丁目 645番5地先 まで	L= 48.9 W= 6.0~8.0
15	中部第 1686 号線	平松五丁目 647番3地先 から	平松五丁目 666番10地先 まで	L= 62.9 W= 6.0~8.0
16	中部第 1687 号線	秋篠町 684番15地先 から	秋篠町 699番10地先 まで	L= 62.5 W= 4.0~6.0
17	中部第 1688 号線	秋篠町 684番11地先 から	秋篠町 666番5地先 まで	L= 285.6 W= 6.0~8.0
18	中部第 1689 号線	秋篠町 666番32地先 から	秋篠町 666番34地先 まで	L= 34.5 W= 6.0~10.6
19	中部第 1690 号線	秋篠町 687番1地先 から	秋篠町 666番27地先 まで	L= 28.3 W= 4.0
20	中部第 1691 号線	秋篠町 666番13地先 から	秋篠町 666番11地先 まで	L= 19.6 W= 4.2
21	中部第 1692 号線	秋篠町 703番2地先 から	秋篠町 708番1地先 まで	L= 67.6 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
22	中部第 1693 号線	六条西五丁目 1391番43地先 から	六条西五丁目 1391番23地先 まで	L= 74.6 W= 6.0
23	中部第 1694 号線	六条西五丁目 1391番23地先 から	六条西五丁目 1391番30地先 まで	L= 72.1 W= 6.0
24	中部第 1695 号線	押熊町 1281番9地先 から	押熊町 1281番16地先 まで	L= 60.4 W= 6.0~10.0
25	中部第 1696 号線	学園大和町一丁目 185番12地先 から	学園大和町一丁目 715番3地先 まで	L= 73.8 W= 6.0~8.0
26	中部第 1697 号線	学園大和町一丁目 185番14地先 から	学園大和町一丁目 116番23地先 まで	L= 40.4 W= 6.0~8.0
27	中部第 1698 号線	千代ヶ丘一丁目 9番86地先 から	千代ヶ丘一丁目 9番95地先 まで	L= 75.1 W= 6.0~8.0
28	中部第 1699 号線	あやめ池南一丁目 1137番18地先 から	あやめ池南一丁目 1137番73地先 まで	L= 122.0 W= 6.0~6.0
29	中部第 1700 号線	六条西三丁目 1480番11地先 から	六条西三丁目 1480番25地先 まで	L= 111.6 W= 6.0
30	中部第 1701 号線	六条西三丁目 1335番2地先 から	六条西三丁目 1335番10地先 まで	L= 45.5 W= 6.0
31	中部第 1702 号線	西大寺南町 2580番3地先 から	西大寺南町 2402番6地先 まで	L= 151.0 W= 6.0
32	中部第 1703 号線	西大寺南町 2405番5地先 から	西大寺南町 2384番地先 まで	L= 144.0 W= 6.0
33	中部第 1704 号線	西大寺南町 2436番3地先 から	西大寺南町 2438番1地先 まで	L= 49.0 W= 6.0
34	中部第 1705 号線	西大寺南町 2430番7地先 から	西大寺南町 2418番地先 まで	L= 24.5 W= 4.0
35	中部第 1706 号線	西大寺南町 2271番3地先 から	西大寺南町 2244番2地先 まで	L= 133.0 W= 6.0
36	中部第 1707 号線	西大寺南町 2137番80地先 から	西大寺南町 2267番地先 まで	L= 108.0 W= 6.0
37	中部第 1710 号線	西大寺南町 2244番2地先 から	西大寺国見町一丁目 2137番12地先 まで	L= 403.0 W= 5.3~6.8
38	中部第 1711 号線	菅原町 502番地先 から	菅原町 19番2-1地先 まで	L= 295.0 W= 3.4~12.0
39	中部第 1712 号線	菅原町 462番地先 から	菅原町 47番地先 まで	L= 42.0 W= 4.0~13.5
40	西部第 1451 号線	鶴舞西町 3283番20地先 から	鶴舞西町 3283番13地先 まで	L= 62.3 W= 6.0~16.0
41	西部第 1452 号線	三松四丁目 910番32地先 から	三松四丁目 910番35地先 まで	L= 27.4 W= 6.0~8.0
42	南部第 716 号線	古市町 1391番1地先 から	古市町 1391番14地先 まで	L= 89.8 W= 6.0~8.0
43	南部第 717 号線	大安寺西三丁目 224番25地先 から	大安寺西三丁目 224番19地先 まで	L= 119.1 W= 6.0~13.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
44	南部第 718 号線	柏木町 484番13地先 から	柏木町 451番6地先 まで	L= 28.3 W= 6.0~8.0

(平成30年 3月30日 掲示済)

**奈良市告示第188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、平成30年 4月 1日から次の市道路線を歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第 1681 号線	疋田町 413番14地先 から	疋田町 407番131地先 まで	L= 14.8 W= 4.0
2	中部第 1690 号線	秋篠町 687番1地先 から	秋篠町 666番27地先 まで	L= 28.3 W= 4.0
3	中部第 1691 号線	秋篠町 666番13地先 から	秋篠町 666番11地先 まで	L= 19.6 W= 4.2
4	中部第 1705 号線	西大寺南町 2430番7地先 から	西大寺南町 2418番地先 まで	L= 24.5 W= 4.0
5	中部第 1712 号線	菅原町 462番地先 から	菅原町 47番地先 まで	L= 42.0 W= 4.0~13.5

(平成30年 3月30日 掲示済)

**奈良市告示第189号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成30年 4月 1日から道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	六条奈良阪線	南京終町62番3地先から	前	7.7 ~ 7.6	51.9	21-06-1
		南京終町62番6地先まで	後	13.8 ~ 13.8	51.9	
2	登美ヶ丘中山線	中山町1133番1地先から	前	6.5 ~ 6.4	134.8	5-19-3
		中山町1066番2地先まで	後	7.4 ~ 6.4	134.8	
3	二名線	二名三丁目1057番1地先から	前	8.5 ~ 7.7	34.6	4-25-1
		二名四丁目1336番2地先まで	後	10.3 ~ 7.7	34.6	
4	二名学園前線	二名町2818番6地先から	前	7.2 ~ 3.5	63.4	12-1-2
		二名町2814番5地先まで	後	8.1 ~ 3.5	63.4	
5	鳥見二名線	鳥見町四丁目3番1地先から	前	8.4 ~ 8.0	67.8	11-9-4
		鳥見町三丁目18番6地先まで	後	12.2 ~ 8.0	67.8	
6	東部第79号線	東鳴川町435番地先から	前	4.6 ~ 2.8	17.4	8-16
		東鳴川町642番地先まで	後	2.8 ~ 2.8	3.1	8-17
7	東部第183号線	邑地町1521番地先から	前	7.7 ~ 4.6	34.2	10-8
		邑地町1377番1地先まで	後	7.7 ~ 4.8	34.2	
8	東部第212号線	柳生町163番地先から	前	3.8 ~ 2.6	26.5	2-25
		柳生町140番地先まで	後	3.8 ~ 3.0	26.5	
9	東部第263号線	長谷町1109番地先から	前	6.7 ~ 3.0	91.5	28-11
		長谷町1110番地先まで	後	7.5 ~ 5.1	91.5	
10	東部第355号線	虚空蔵町91番地先から	前	5.0 ~ 3.6	102.1	26-19
		高樋町741番地先まで	後	5.1 ~ 3.6	102.1	
11	南部第32号線	恋の窪271番1地先から	前	6.3 ~ 5.4	77.5	20-4-1
		恋の窪602番1地先まで	後	6.3 ~ 6.3	77.5	
12	南部第158号線	杏町423番2地先から	前	5.2 ~ 5.0	28.5	20-18-1
		杏町86番1地先まで	後	6.0 ~ 6.0	28.5	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
13	南部第167号線	杏町112番2地先から	前	6.9 ~ 5.5	17.9	20-18-1
		杏町423番2地先まで	後	6.9 ~ 5.6	17.9	
14	南部第204号線	北永井町434番地先から	前	2.7 ~ 2.3	20.7	21-21-1
		北永井町413番地先まで	後	3.3 ~ 3.3	19.5	
15	南部第393号線	横井四丁目713番1地先から	前	3.0 ~ 2.1	96.3	21-22-3
		横井四丁目477番地先まで	後	3.2 ~ 2.2	96.3	26- 2-1
16	南部第452号線	山町260番地先から	前	2.5 ~ 2.5	71.0	26- 7-2
		山町281番1地先まで	後	2.7 ~ 2.5	71.0	
17	南部第471号線	田中町599番1地先から	前	3.5 ~ 1.8	87.1	26-13-1
		田中町625番4地先まで	後	6.1 ~ 2.5	87.1	
18	南部第560号線	池田町177番地先から	前	3.8 ~ 2.3	53.4	25-15-2
		池田町248番地先まで	後	4.0 ~ 2.3	53.4	25-10-4
19	北部第84号線	川上町873番67地先から	前	3.9 ~ 3.8	32.5	14- 4-3
		川上町873番41地先まで	後	3.9 ~ 3.8	32.5	
20	北部第151号線	奈良阪町1218番3地先から	前	4.5 ~ 4.3	24.9	14- 1-2
		奈良阪町1218番99地先まで	後	6.4 ~ 4.3	24.9	
21	北部第268号線	大森西町177番1地先から	前	6.0 ~ 6.0	67.6	20- 4-2
		大森西町171番1地先まで	後	6.0 ~ 6.0	67.6	
22	北部第289号線	柳町4番地先から	前	4.6 ~ 3.5	71.1	14-21-3
		南魚屋町4番1地先まで	後	4.6 ~ 3.6	71.1	
23	北部第322号線	南京終町724番地先から	前	7.2 ~ 6.6	53.6	20-15-4
		神殿町282番3地先まで	後	8.1 ~ 6.6	53.6	
24	北部第337号線	神殿町317番地先から	前	6.6 ~ 5.3	89.5	20-15-4
		神殿町284番3地先まで	後	7.2 ~ 5.8	89.5	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
25	北部第349号線	南京終町六丁目597番1地先から	前	11.3 ~ 5.5	72.8	21-11-2
		南京終町七丁目571番5地先まで	後	6.4 ~ 5.9	72.8	
26	北部第396号線	法蓮町1921番59地先から	前	5.2 ~ 5.1	90.5	13-10-1
		法蓮町1918番2地先まで	後	6.3 ~ 5.2	90.5	
27	北部第402号線	法蓮町1920番2地先から	前	4.8 ~ 4.5	65.3	13-10-1
		法蓮町1918番2地先まで	後	6.1 ~ 4.5	64.2	
28	北部第468号線	芝辻町11番68地先から	前	6.3 ~ 6.3	43.9	13-20-2
		芝辻町11番22地先まで	後	6.3 ~ 6.3	42.4	
29	北部第497号線	法華寺町345番1地先から	前	6.0 ~ 4.0	48.2	13-14-3
		法華寺町349番地先まで	後	7.0 ~ 5.3	48.2	
30	北部第699号線	芝辻町85番10地先から	前	16.0 ~ 16.0	231.0	13-20-2
		芝辻町11番22地先まで	後	17.0 ~ 15.9	239.3	13-20-4
31	中部第17号線	押熊町2088番2地先から	前	3.3 ~ 0.9	144.0	5-13-2
		押熊町2060番地先まで	後	7.0 ~ 1.3	166.3	5-14-1
32	中部第18号線	押熊町1449番1地先から	前	12.0 ~ 3.0	99.7	5-9-4
		押熊町1296番1地先まで	後	12.1 ~ 3.0	99.7	5-14-2
33	中部第32号線	押熊町221番1地先から	前	8.1 ~ 5.3	76.2	5-14-4
		押熊町2169番1地先まで	後	8.6 ~ 5.4	76.2	
34	中部第72号線	山陵町672番6地先から	前	3.8 ~ 2.3	37.6	13-2-1
		山陵町591番地先まで	後	6.3 ~ 2.3	37.6	
35	中部第103号線	秋篠町1047番12地先から	前	6.0 ~ 4.9	49.0	5-25-3
		秋篠町1180番39地先まで	後	6.0 ~ 4.9	49.0	
36	中部第123号線	敷島町一丁目1080番16地先から	前	4.8 ~ 2.5	37.2	5-24-4
		敷島町一丁目1065番地先まで	後	4.8 ~ 2.5	37.2	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
37	中部第1066号線	右京四丁目2番19地先から	前	14.9 ~ 14.0	124.9	6-11-2
		右京四丁目7番1地先まで	後	15.9 ~ 14.0	124.9	
38	中部第300号線	四条大路五丁目92番1地先から	前	3.0 ~ 2.1	24.9	13-22-3
		南新町197番1地先まで	後	3.5 ~ 2.1	24.9	
39	中部第971号線	六条西二丁目5347番3地先から	前	12.6 ~ 6.4	123.6	19-9-2
		六条西三丁目1213番1地先まで	後	14.7 ~ 8.0	123.6	19-9-4
40	中部第491号線	西ノ京町243番1地先から	前	3.9 ~ 3.4	24.7	20-6-2
		西ノ京町238番2地先まで	後	3.9 ~ 3.4	24.7	
41	中部第644号線	大宮町三丁目163番3地先から	前	5.5 ~ 5.3	39.4	13-19-4
		大宮町三丁目166番1地先まで	後	6.3 ~ 5.3	39.4	
42	中部第689号線	西大寺北町二丁目449番1地先から	前	3.5 ~ 2.5	21.8	12-10-2
		西大寺赤田町一丁目665番1地先まで	後	3.5 ~ 2.4	21.8	
43	中部第689号線	西大寺新田町474番1地先から	前	2.4 ~ 2.2	61.4	12-10-2
		西大寺宝ヶ丘646番1地先まで	後	3.8 ~ 2.2	61.4	12-10-4
44	中部第757号線	平松一丁目120番1地先から	前	4.3 ~ 3.9	50.9	12-25-4
		平松三丁目213番4地先	後	6.0 ~ 3.9	50.9	
45	中部第757号線	平松一丁目868番1地先から	前	3.7 ~ 2.1	24.4	12-25-4
		平松一丁目869番1地先	後	4.4 ~ 2.1	24.4	
46	中部第763号線	宝来三丁目209番2地先から	前	4.0 ~ 3.1	33.6	12-25-1
		宝来四丁目766番2地先まで	後	4.0 ~ 3.1	33.6	
47	中部第769号線	平松一丁目885番1地先から	前	4.0 ~ 3.1	55.4	12-25-4
		平松一丁目866番1地先まで	後	4.8 ~ 3.3	55.0	
48	中部第770号線	平松一丁目855番1地先から	前	2.7 ~ 2.1	55.5	12-25-4
		平松一丁目77番2地先まで	後	3.9 ~ 2.1	55.5	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
49	中部第771号線	平松一丁目77番2地先から	前	2.0 ~ 1.7	29.7	12-25-4
		平松一丁目868番1地先まで	後	3.9 ~ 3.9	28.1	
50	中部第791号線	平松二丁目337番1地先から	前	3.1 ~ 3.1	42.4	19-5-2
		平松四丁目360番1地先まで	後	5.2 ~ 3.1	42.4	
51	中部第883号線	若葉台三丁目1836番2地先から	前	5.3 ~ 4.5	125.7	12-15-1
		若葉台三丁目1880番2地先まで	後	5.2 ~ 4.4	125.7	
52	中部第1477号線	宝来町1134番地先から	前	13.4 ~ 9.4	52.0	12-19-3
		宝来町1141番1地先まで	後	13.4 ~ 9.4	52.0	
53	中部第930号線	あやめ池南六丁目1125番17地先から	前	8.2 ~ 6.6	18.5	12-8-4
		あやめ池南九丁目1114番1地先まで	後	10.4 ~ 6.6	18.5	
54	中部第936号線	あやめ池南一丁目1123番1地先から	前	6.0 ~ 6.0	36.6	12-8-4
		あやめ池南一丁目1124番1地先まで	後	6.0 ~ 6.0	36.1	
55	中部第939号線	あやめ池南一丁目1137番26地先から	前	3.6 ~ 2.4	51.5	12-8-2
		あやめ池南一丁目1137番8地先まで	後	3.6 ~ 2.8	51.5	
56	西部第319号線	あやめ池南一丁目1123番1地先から	前	5.2 ~ 4.8	29.1	12-8-4
		あやめ池南一丁目1106番36地先まで	後	6.4 ~ 4.8	29.1	
57	西部第327号線	学園北二丁目1090番78地先から	前	4.0 ~ 4.0	16.7	12-3-3
		学園北二丁目1090番77地先まで	後	4.2 ~ 4.1	16.7	12-8-1
58	西部第358号線	あやめ池南1114番1地先から	前	6.5 ~ 6.1	125.9	12-8-4
		あやめ池南八丁目1114番2地先まで	後	8.9 ~ 6.6	125.9	12-13-2
59	西部第536号線	学園緑ヶ丘一丁目3540番地先から	前	2.9 ~ 2.6	8.7	5-21-4
		学園赤松町3663番地先まで	後	4.2 ~ 2.6	8.7	
60	西部第538号線	学園緑ヶ丘一丁目3540番地先から	前	5.8 ~ 4.0	9.0	5-21-4
		学園緑ヶ丘一丁目3550番11地先まで	後	5.8 ~ 4.0	9.0	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
61	西部第573号線	百楽園四丁目434番5地先から	前	7.8 ~ 6.1	76.3	12- 1-3
		富雄三丁目433番10地先まで	後	6.7 ~ 6.2	76.3	
62	西部第635号線	中町2619番2地先から	前	3.9 ~ 1.9	92.1	12-21-4
		中町2597番1地先まで	後	5.8 ~ 4.0	76.4	
63	西部第675号線	中町455番1地先から	前	4.7 ~ 2.0	56.6	19- 3-1
		中町455番2地先まで	後	4.7 ~ 2.4	56.6	
64	西部第909号線	鳥見町三丁目18番4地先から	前	6.1 ~ 6.0	94.3	11- 9-4
		鳥見町三丁目11番2地先まで	後	6.1 ~ 6.0	91.7	
65	西部第938号線	三松一丁目799番地先から	前	7.2 ~ 4.2	16.8	11- 5-4
		三松一丁目800番2地先まで	後	8.3 ~ 5.6	16.8	
66	西部第984号線	丸山二丁目4498番127地先から	前	6.1 ~ 6.1	72.6	19- 7-4
		丸山二丁目4498番3地先まで	後	7.1 ~ 7.1	72.6	
67	西部第1360号線	三碓町2177番112地先から	前	6.0 ~ 6.0	157.2	11-14-1
		三碓町2240地1先まで	後	6.6 ~ 6.0	157.2	11-14-2
68	西部第1370号線	三碓三丁目783番1地先から	前	8.0 ~ 6.0	37.0	12-11-3
		三碓三丁目781番7地先まで	後	8.0 ~ 6.0	37.0	
69	西部第942号線	富雄北一丁目2556番77地先から	前	3.5 ~ 0.9	38.6	11-10-2
		富雄北二丁目2772番1地先まで	後	4.3 ~ 0.9	38.6	
70	西部第942号線	富雄北一丁目2778番1地先から	前	4.3 ~ 3.2	30.5	12- 6-1
		富雄北一丁目2793番1地先まで	後	6.4 ~ 3.2	30.5	
71	長引山神1号線	月ヶ瀬長引221番地先から	前	3.2 ~ 2.1	157.3	3-19
		月ヶ瀬長引210番1地先まで	後	13.0 ~ 2.1	147.2	
72	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山104番1地先から	前	2.8 ~ 2.8	98.9	3-25
		月ヶ瀬尾山83番地先まで	後	6.6 ~ 2.8	98.9	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
73	尾山治田新線	月ヶ瀬尾山2065番1地先から	前	3.5 ~ 3.0	56.2	7-2
		月ヶ瀬尾山2066番14地先まで	後	7.5 ~ 3.0	56.2	
74	新徳線	都祁友田町1312番2地先から	前	8.4 ~ 6.5	103.8	R-43
		都祁友田町2220番地先まで	後	8.8 ~ 6.7	103.8	

(平成30年3月30日揭示済)

**奈良市告示第190号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日から道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	六条奈良阪線	南京終町62番3地先から	13.80 ~ 13.80	51.9	
		南京終町62番6地先まで			
2	登美ヶ丘中山線	中山町1133番1地先から	7.40 ~ 6.40	134.8	
		中山町1066番2地先まで			
3	二名線	二名三丁目1057番1地先から	10.30 ~ 7.70	34.6	
		二名四丁目1336番2地先まで			
4	二名学園前線	二名町2818番6地先から	8.10 ~ 3.50	63.4	
		二名町2814番5地先まで			
5	鳥見二名線	鳥見町四丁目3番1地先から	12.20 ~ 8.00	67.8	
		鳥見町三丁目18番6地先まで			
6	東部第79号線	東鳴川町435番地先から	2.80 ~ 2.80	3.1	
		東鳴川町642番地先まで			
7	東部第183号線	邑地町1521番地先から	7.70 ~ 4.80	34.2	
		邑地町1377番1地先まで			
8	東部第212号線	柳生町163番地先から	3.80 ~ 3.00	26.5	
		柳生町140番地先まで			
9	東部第263号線	長谷町1109番地先から	7.50 ~ 5.10	91.5	
		長谷町1110番地先まで			
10	東部第355号線	虚空蔵町91番地先から	5.10 ~ 3.60	102.1	
		高樋町741番地先まで			
11	南部第32号線	恋の窪271番1地先から	6.30 ~ 6.30	77.5	
		恋の窪602番1地先まで			
12	南部第158号線	杏町423番2地先から	6.00 ~ 6.00	28.5	
		杏町86番1地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
13	南部第167号線	杏町112番2地先から	6.90 ~ 5.60	17.9	
		杏町423番2地先まで			
14	南部第204号線	北永井町434番地先から	3.30 ~ 3.30	19.5	
		北永井町413番地先まで			
15	南部第393号線	横井四丁目713番1地先から	3.20 ~ 2.20	96.3	
		横井四丁目477番地先まで			
16	南部第452号線	山町260番地先から	2.70 ~ 2.50	71.0	
		山町281番1地先まで			
17	南部第471号線	田中町599番1地先から	6.10 ~ 2.50	87.1	
		田中町625番4地先まで			
18	南部第560号線	池田町177番地先から	4.00 ~ 2.30	53.4	
		池田町248番地先まで			
19	北部第84号線	川上町873番67地先から	3.90 ~ 3.80	32.5	
		川上町873番41地先まで			
20	北部第151号線	奈良阪町1218番3地先から	6.40 ~ 4.30	24.9	
		奈良阪町1218番99地先まで			
21	北部第268号線	大森西町177番1地先から	6.00 ~ 6.00	67.6	
		大森西町171番1地先まで			
22	北部第289号線	柳町4番地先から	4.60 ~ 3.60	71.1	
		南魚屋町4番1地先まで			
23	北部第322号線	南京終町724番地先から	8.10 ~ 6.60	53.6	
		神殿町282番3地先まで			
24	北部第337号線	神殿町317番地先から	7.20 ~ 5.80	89.5	
		神殿町284番3地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
25	北部第349号線	南京終町六丁目597番1地先から	6.40 ~ 5.90	72.8	
		南京終町七丁目571番5地先まで			
26	北部第396号線	法蓮町1921番59地先から	6.30 ~ 5.20	90.5	
		法蓮町1918番2地先まで			
27	北部第402号線	法蓮町1920番2地先から	6.10 ~ 4.50	64.2	
		法蓮町1918番2地先まで			
28	北部第468号線	芝辻町11番68地先から	6.30 ~ 6.30	42.4	
		芝辻町11番22地先まで			
29	北部第497号線	法華寺町345番1地先から	7.00 ~ 5.30	48.2	
		法華寺町349番地先まで			
30	北部第699号線	芝辻町85番10地先から	17.00 ~ 15.90	239.3	
		芝辻町11番22地先まで			
31	中部第17号線	押熊町2088番2地先から	7.00 ~ 1.30	166.3	
		押熊町2060番地先まで			
32	中部第18号線	押熊町1449番1地先から	12.10 ~ 3.00	99.7	
		押熊町1296番1地先まで			
33	中部第32号線	押熊町221番1地先から	8.60 ~ 5.40	76.2	
		押熊町2169番1地先まで			
34	中部第72号線	山陵町672番6地先から	6.30 ~ 2.30	37.6	
		山陵町591番地先まで			
35	中部第103号線	秋篠町1047番12地先から	6.00 ~ 4.90	49.0	
		秋篠町1180番39地先まで			
36	中部第123号線	敷島町一丁目1080番16地先から	4.80 ~ 2.50	37.2	
		敷島町一丁目1065番地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
37	中部第1066号線	右京四丁目2番19地先から	15.90 ~ 14.00	124.9	
		右京四丁目7番1地先まで			
38	中部第300号線	四条大路五丁目92番1地先から	3.50 ~ 2.10	24.9	
		南新町197番1地先まで			
39	中部第971号線	六条西二丁目5347番3地先から	14.70 ~ 8.00	123.6	
		六条西三丁目1213番1地先まで			
40	中部第491号線	西ノ京町243番1地先から	3.90 ~ 3.40	24.7	
		西ノ京町238番2地先まで			
41	中部第644号線	大宮町三丁目163番3地先から	6.30 ~ 5.30	39.4	
		大宮町三丁目166番1地先まで			
42	中部第689号線	西大寺北町二丁目449番1地先から	3.50 ~ 2.40	21.8	
		西大寺赤田町一丁目665番1地先まで			
43	中部第689号線	西大寺新田町474番1地先から	3.80 ~ 2.20	61.4	
		西大寺宝ヶ丘646番1地先まで			
44	中部第757号線	平松一丁目120番1地先から	6.00 ~ 3.90	50.9	
		平松三丁目213番4地先			
45	中部第757号線	平松一丁目868番1地先から	4.40 ~ 2.10	24.4	
		平松一丁目869番1地先			
46	中部第763号線	宝来三丁目209番2地先から	4.00 ~ 3.10	33.6	
		宝来四丁目766番2地先まで			
47	中部第769号線	平松一丁目885番1地先から	4.80 ~ 3.30	55.0	
		平松一丁目866番1地先まで			
48	中部第770号線	平松一丁目855番1地先から	3.90 ~ 2.10	55.5	
		平松一丁目77番2地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
49	中部第771号線	平松一丁目77番2地先から	3.90 ~ 3.90	28.1	
		平松一丁目868番1地先まで			
50	中部第791号線	平松二丁目337番1地先から	5.20 ~ 3.10	42.4	
		平松四丁目360番1地先まで			
51	中部第883号線	若葉台三丁目1836番2地先から	5.20 ~ 4.40	125.7	
		若葉台三丁目1880番2地先まで			
52	中部第1477号線	宝来町1134番地先から	13.40 ~ 9.40	52.0	
		宝来町1141番1地先まで			
53	中部第930号線	あやめ池南六丁目1125番17地先から	10.40 ~ 6.60	18.5	
		あやめ池南九丁目1114番1地先まで			
54	中部第936号線	あやめ池南一丁目1123番1地先から	6.00 ~ 6.00	36.1	
		あやめ池南一丁目1124番1地先まで			
55	中部第939号線	あやめ池南一丁目1137番26地先から	3.60 ~ 2.80	51.5	
		あやめ池南一丁目1137番8地先まで			
56	西部第319号線	あやめ池南一丁目1123番1地先から	6.40 ~ 4.80	29.1	
		あやめ池南一丁目1106番36地先まで			
57	西部第327号線	学園北二丁目1090番78地先から	4.20 ~ 4.10	16.7	
		学園北二丁目1090番77地先まで			
58	西部第358号線	あやめ池南1114番1地先から	8.90 ~ 6.60	125.9	
		あやめ池南八丁目1114番2地先まで			
59	西部第536号線	学園緑ヶ丘一丁目3540番地先から	4.20 ~ 2.60	8.7	
		学園赤松町3663番地先まで			
60	西部第538号線	学園緑ヶ丘一丁目3540番地先から	5.80 ~ 4.00	9.0	
		学園緑ヶ丘一丁目3550番11地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
61	西部第573号線	百楽園四丁目434番5地先から	6.70 ~ 6.20	76.3	
		富雄三丁目433番10地先まで			
62	西部第635号線	中町2619番2地先から	5.80 ~ 4.00	76.4	
		中町2597番1地先まで			
63	西部第675号線	中町455番1地先から	4.70 ~ 2.40	56.6	
		中町455番2地先まで			
64	西部第909号線	鳥見町三丁目18番4地先から	6.10 ~ 6.00	91.7	
		鳥見町三丁目11番2地先まで			
65	西部第938号線	三松一丁目799番地先から	8.30 ~ 5.60	16.8	
		三松一丁目800番2地先まで			
66	西部第984号線	丸山二丁目4498番127地先から	7.10 ~ 7.10	72.6	
		丸山二丁目4498番3地先まで			
67	西部第1360号線	三碓町2177番112地先から	6.60 ~ 6.00	157.2	
		三碓町2240地1先まで			
68	西部第1370号線	三碓三丁目783番1地先から	8.00 ~ 6.00	37.0	
		三碓三丁目781番7地先まで			
69	西部第942号線	富雄北一丁目2556番77地先から	4.30 ~ 0.90	38.6	
		富雄北二丁目2772番1地先まで			
70	西部第942号線	富雄北一丁目2778番1地先から	6.40 ~ 3.20	30.5	
		富雄北一丁目2793番1地先まで			
71	長引山神1号線	月ヶ瀬長引221番地先から	13.00 ~ 2.10	147.2	
		月ヶ瀬長引210番1地先まで			
72	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山104番1地先から	6.60 ~ 2.80	98.9	
		月ヶ瀬尾山83番地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
73	尾山治田新線	月ヶ瀬尾山2065番1地先から	7.50 ~ 3.00	56.2	
		月ヶ瀬尾山2066番14地先まで			
74	新徳線	都祁友田町1312番2地先から	8.80 ~ 6.70	103.8	
		都祁友田町2220番地先まで			

(平成30年 3月30日 掲示済)

**奈良市告示第191号**

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱(平成27年奈良市告示第505号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建築様式に」を「建築様式で」に改める。

第5条中「とおり」を「もの」に改め、同項第1号中「設計監理費(設計上)」を「測量費(修理上)」に、「事前調査」を「調査」に、「を含む」を「に限る」に改める。

附 則

この告示は、平成30年 4月1日から施行する。

(平成30年 3月30日 掲示済)

**奈良市告示第192号**

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画をたてたので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成30年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所観光経済部農林課内

(平成30年 3月30日 掲示済)

**奈良市告示第193号**

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 土地区画整理事業の名称

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理事業

2 施行者の名称

奈良市

3 施行地区

奈良市西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、青野町、菅原町、横領町及び宝来町の各一部

4 事業施行期間

- (1) 変更前 昭和63年 7月18日から平成30年 3月31日まで
- (2) 変更後 昭和63年 7月18日から平成35年 3月31日まで

5 事業所の所在地

主たる事務所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

従たる事務所

奈良市西大寺南町2番6号

奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所

6 事業計画の決定の年月日

昭和63年 7月18日

7 事業計画の変更の年月日

平成30年 3月30日

(平成30年 3月30日 掲示済)

**奈良市告示194号**

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第1条中「私立幼稚園の」を「私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する確認を受けたものを除く。以下同じ。の)」に改める。

第2条中「5歳児」の次に「(以下これらを「園児」という。)」を加え、「国の当該年度の幼稚園就園奨励費補助

金交付要綱」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保育料等の額が同表に掲げる額を下回るときは、当該保育料等の額を補助金の額とする。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか補助金の算定については、国の当該年度の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めるところによる。

第3条第1項中「7月31日」を「4月から6月までの間に在園する保育料等の減免の対象となる園児（以下「対象園児」という。）について取りまとめ、7月31日までの間で市長が定める日」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「(別記第1号様式)」を削り、同項第2号中「(別記第2号様式)」を削り、同条第3項中「第1項第2号及び前項第1号の」を「前3項の場合において、」に改め、「課税(非課税)証明書」の次に「(転入によるものにあつては、市民税の課税(非課税)証明書に限る。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を削り、「保育料等の減免の対象となる幼児の入園」を「対象園児の入別表(第2条関係)

園等」に、「1月末日」を「1月31日」に、「に次の各号に掲げる書類を添えて、」を「及び保育料等減免措置に関する調書を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の期日において補助金の交付対象となる対象園児が在園していなかつた私立幼稚園で、7月から1月までの間に入園(市外からの転入によるものを含む。)又は園児が属する世帯変更(以下「入園等」という。)により対象園児がいることとなつたものの設置者は、当該年度の1月31日までに、申請書に同項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

第4条中「前条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「(別記第3様式)」を削る。

第5条中「の各号」を削り、同条第2号中「(別記第5号様式)」を削る。

第6条中「(別記第4号様式)」を削る。

附則第3項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

所得階層区分		一世帯当たりの補助金の額				
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左欄以外の園児(第3子以降)	小学校1～3年生の兄・姉1人を有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉1人を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左欄以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯	円 229,200	円 268,000	円 308,000	円 249,000	円 308,000
II	当該年度の市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	199,200	253,000	308,000	226,000	308,000
III	当該年度の市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000	163,000	308,000
IV	当該年度の市町村民税の所得割額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	114,000	308,000
V	上記区分以外の世帯			308,000		

備考 この表に定めるもののほか、補助金の算定については、国の当該年度の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日掲示済)